令和８年度〔第１四半期〕随意契約の結果（５００万円以上の工事、物品、委託）

会計管理局

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間（履行期間）（物品購入契約（単価契約を除く）は契約締結日）	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約とした具体的理由等	根拠法令※1	適用類型※2
管理課	滋賀県手数料等収納業務委託	滋賀県手数料等収納業務	令 和 8 年 4 月 1 日　～　令和13年3月31日	滋賀県職員生活協同組合	7,662,204	券売機の管理および手数料の収納を担うことができる者は滋賀県職員生活協同組合のみであるため。 ※債務負担行為を含む契約	2	3イ